

## 岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）交付要綱

### （通則）

第1条 市町村が実施する介護施設等の整備に関する事業に対し、岡山県地域医療介護総合確保基金により予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるものとする。

### （対象事業）

第2条 岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）（以下「補助金」という。）は、別に定める岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設整備分）実施要綱（以下「実施要綱」という。）により市町村が実施する実施要綱第2条の事業、又は市町村が民間事業者に対し実施する実施要綱第2条の事業により補助する事業を対象とする。

### （補助額）

第3条 前条の事業を実施するために必要な補助金の額（以下「補助額」という。）は、実施要綱第6条に定める額とする。

### （補助金の対象としない経費）

第4条 次に掲げる経費については補助金の対象としないものとする。

- （1）土地の買収又は整地に要する経費
- （2）車庫又は倉庫の建設に要する経費
- （3）その他施設等整備事業として適当とは認められない経費

### （交付の申請手続き）

第5条 補助金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に關係書類を添えて知事に提出するものとする。

### （交付の条件）

第6条 規則による補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）規則により交付の決定を受けた事業（以下「決定事業」という。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）決定事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）決定事業が予定期間内に完了しない場合又は市町村若しくは民間事業者において決定事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 市町村が実施する決定事業には、次の条件が付されるものとする。

ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具その他財産については、規則第20条の規定により知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

イ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙2の様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

オ 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

カ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

キ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(5) 市町村が民間事業者に対し補助する事業（以下「補助事業」という。）に対し、この補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、当該事業者に対し次の条件を付さなければならない。

ア (4)のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。

この場合において「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「補助金」とあるのは「市町村が交付する補助金」と読み替えるものとする。

イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

ない。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、市町村長の承認を受けずに市町村が交付する補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

カ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により市町村が交付する補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙2の様式に準じて速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ク 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(6) (5)により付した条件（イ及びウを除く。）に基づき市町村の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業者が(5)による条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(交付決定前着手の届出)

第7条 補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届（別紙4）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、別紙5の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第6条(2)により決定事業の中止又は廃止の受けた場合には、当該承認通知書を受領した日から起算して1月を経過した日)又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(その他)

第11条 特別の事情により第3条、第5条及び第9条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第12条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、それぞれ正副各1部とし、所轄県民局長を経由しなければならない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。